

暖房プラン定義書
(暖房コース)

2026年9月1日実施

JCOM マーケティング株式会社

目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. 契約の締結等	1
4. 料 金	2
5. 契約の解約	2
6. 精 算	3
7. 設置確認	3
8. その他	4
付 則	5
[別表1] 料金および消費税等相当額の算定方法	6
[別表2] 料金表	7

家庭用ガス暖房プラン定義書（以下「この定義書」といいます。）は、当社の J:COM ガス supplied by 京葉ガス ガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）にもとづき、料金その他の供給条件を定めたものです。

1. 用語の定義

この定義書において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- （１）「暖房機器」とは、エネルギー源として京葉ガスの都市ガスを使用し、住宅の居室において暖房を行う機能を有する燃焼機器、または温水を循環させる機能を有する熱源機により供給した温水を利用して住宅の居室において暖房を行う機器をいいます。
- （２）「居室」とは、日常的に居住の用に供している住宅内の場所をいい、浴室、台所、洗面所、住宅内の廊下を含みます。
- （３）「住宅」とは、世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有するものをいいます。

2. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの定義書の適用を申し込むことができます。

- （１）住宅において、居室で暖房機器を使用すること。
- （２）１需要場所におけるガスメーターの能力が１６立方メートル毎時以下であること。

3. 契約の締結等

- （１）この定義書に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。
- （２）申し込みの際、お客さまは、当社が定める申し込み方法により、当社に申し込んでいただきます。
- （３）新たにこの定義書にもとづき契約が成立した場合は、原則として契約成立日後、かつ、各種手続き完了後最初の定例検針日の翌日を契約開始日とい

たします。

- (4) 当社は、この定義書にもとづく契約を3(3)に定める契約開始日からその前日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の小売約款に定める定例検針日(以下「定例検針日」といいます。)まで(以下「最低利用期間」といいます。)に解約されたお客さまが、同一需要場所でこの定義書、または他のガス料金プラン定義書の適用の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更、または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。((5)において同じ。)
- (5) 当社は、お客さまが当社とこの定義書にもとづく契約の最低利用期間の経過前に同一需要場所で、この定義書にもとづく契約の解約と同時に他のガス料金プラン定義書の適用の申し込みをされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (6) 当社は、お客さまが当社および京葉ガスとの他のガス使用契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金、延滞手数料または延滞利息を、それぞれのガス使用契約で定める支払期日を経過しても支払われていない場合は、この定義書の適用の申し込みを承諾できないことがあります。
- (7) お客さまは、この定義書にもとづく契約を締結された場合、同一需要場所において他のガス料金プラン定義書(付帯型を除きます。)にもとづくガスの使用契約は締結できません。

4. 料 金

- (1) 当社は、別表の料金表を適用して料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

5. 契約の解約

- (1) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまのガス使用状況に変更がある場合には、お客さまのお申し出にもとづき、この定義書にもとづく契約

を解約できるものといたします。ただし3(4)(5)により、その後の契約の締結に制限を受ける場合があります。((2)において同じ。)

(2) お客さまに契約違反があった場合(2に定める適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には、当社の申し出にもとづき、この定義書にもとづく契約を解約できるものといたします。

(3) (1)(2)による解約の申し出があった場合、契約終了日をもってこの定義書にもとづく契約を終了いたします。契約終了日は、申し出が相手方に到着した日(以下「解約申出日」といいます。)といたします。ただし、同一需要場所で、この定義書にもとづく契約の解約と同時に他のガス料金プラン定義書の適用の申し込みをされた場合(3(4)(5)により、契約の締結に制限を受ける場合があります。)は、契約終了日は解約申出日以降の最初の定例検針日といたします。なお、解約申出日と定例検針日が同日の場合は、解約申出日を契約終了日といたします。

6. 精 算

(1) すでにこの定義書を適用のお客さまで、2に定める適用条件を満たさないうでガスをご使用の場合、当社は適用条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、バリュープラン定義書に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。

7. 設置確認

(1) 当社および京葉ガスは、暖房機器の設置の有無等、2に定める適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。

万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの定義書の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの定義書にもとづく契約を解約し、契約終了日以降バリュープラン定義書を適用いたします。

(2) 暖房機器を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、暖房機器を取り外した場合は、この定義書にもとづく契約を解約したものとみなし、5の規定にもとづきこの定義書にもとづく契約を解

約いたします。

8. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

付 則

実施の期日

この定義書は、2026年9月1日から実施いたします。

[別表 1] 料金および消費税等相当額の算定方法

(1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。基本料金は、別表 2 を適用いたします。従量料金は、別表 2 の基準単位料金または小売約款で規定する調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。ただし、別表 2 (1) に定める適用区分が料金表 A の区分にあたる場合の料金は、基本料金のみといたします。

(2) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(1 円未満の端数切り捨て)

料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷(1＋消費税率)

[別表 2] 料金表

(1) 適用区分

料金表 A 使用量が 0 立方メートルから 2 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 B 使用量が 2 立方メートルをこえ、20 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 C 使用量が 20 立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

①料金表 A (消費税等相当額を含みます)

a. 基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	1, 330. 29 円
----------------------	--------------

②料金表 B (消費税等相当額を含みます)

a. 基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	985. 10 円
----------------------	-----------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	172. 06 円
-------------	-----------

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

③料金表 C (消費税等相当額を含みます)

a. 基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	1, 752. 00 円
----------------------	--------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	133. 70 円
-------------	-----------

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した 1 立方メ

ートル当たりの単位料金といたします。

(3) 延滞手数料 400 円 (税込 440 円)